

平成29年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年10月5日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 農地の使用貸借解除通知の受理について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘	2番委員：佐川順一郎
3番委員：齋藤豊彦	4番委員：君塚作治
6番委員：藤平重男	7番委員：押元康郎
8番委員：猿田義久	10番委員：山岸 潔
11番委員：岩瀬貞夫	

<欠席委員> (名)

5番委員：磯野幸作      9番委員：浅野幸男

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋    事務局 小高一哉    寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 7 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 29 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 9 名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。なお、5 番委員の磯野委員、9 番委員の浅野委員におかれましては、本日都合により欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、1 番の加曾利委員、4 番の君塚委員をお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをご覧ください。今回、申請が 2 件あるので、一括で説明した後の一つずつ審議をお願いします。では、説明に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 10 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 10 葛藤地先 他 4 筆 地目 畑及び田 地籍合計 2,180 m<sup>2</sup> 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 現在自作しており、申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人 高齢かつ他市に住んでおり、耕作困難なため、譲受人の希望により譲渡したい。

番号 11 下大多喜地先 1 筆 地目 田 地籍 2,820 m<sup>2</sup> 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 自作地の隣接地である申請地を取得し、

規模拡大を図るため。譲渡人 現在耕作をしておらず、譲受人の希望により譲渡したい。 なお、権利取得後の農業経営の実態は、3ページに記載のとおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号10については2番佐川委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

佐川委員（2番）

それでは、番号10番について現地調査を行ったので報告します。

調査日は10月2日、関係者の親族立会のもとに現地調査を行いました。申請地は、3箇所に分かれているため、各々の場所と現況についてご説明いたします。資料3-10の案内図をご覧ください。1箇所目は、旅館〇〇〇〇の裏から葛藤川を挟んだところに駐車場があり、そこに隣接した所に申請地があります。現況は、申請地内に2m×3mのビニールハウスが建てられていますが、骨組みは老朽化して腐食し、ビニールも破れているので使用されていないものと思われます。ハウスの周りは雑草が繁茂している状態です。2箇所目は、県道から700mぐらい入ったところにあります。この場所は、葛藤地区の水田が集中した場所ではありますが、この申請地は10年ほど作付けしていないので耕作放棄地となっており、セイタカアワダチソウが一面に繁茂している状態です。申請地の隣接地は、水田として耕作されておりました。最後に3箇所目ですが、2箇所目から50mぐらい離れたところにあります。やはりこちらも耕作をしておらず、先ほどと同じ状態でした。周囲は、水田として耕作されております。いずれの申請地も用水を安易に調達できるため、水田として利用することは可能と思われます。また、権利者も水田の規模を拡大したいと言っておりました。報告は以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。2番 佐川委員の現地報告が終わりました。番号10に関してご質問等のある方はお願いします。

藤平委員（6番）

説明の2箇所目ですが、3筆の内1筆が地目では畑になっているようですが、地形的にはどのようなになっているのでし

佐川委員（２番）

ようか。田が畑より低くなっているとか。

議長（岩瀬会長）

田も畑も段差は無く平らな状態となっております。

他に質問ある方はありますか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですので、番号１０についてご異議ございませんか。

議 場

意義なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号１０については異議なしと認めます。続いて番号１１について１０番 山岸委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

山岸委員（１０番）

報告させていただきます。９月２９日午後１時３０分から午後２時のあいだ、立会人は義務者の母親と行いました。申請地の場所は、県道大多喜一宮線から入ったところであり、土地改良区内の隅に位置しております。現況は、収穫後でしたが水田として耕作されたことが確認できたので、問題ないと思われれます。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。１０番 山岸委員の現地報告が終わりました。番号１１に関してご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですので、番号１１についてご異議ございませんか。

議 場

意義なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号１１については異議なしと認め、議案第１号可決となりました。

続いて、議案第２号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局（寺井）

本案について、事務局より説明願います

4 ページをお開きください。議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 29 年 10 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、  
2 公告を予定する日 平成 29 年 10 月 6 日。

5 ページをご覧ください。整理番号 29-42 から 29-52 までを説明します。

農用地利用集積計画各筆明細書 29-42 所在 下大多喜地先 田 1 筆 地籍 521 m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃はコシヒカリ 1 等米 30 kg、期間が平成 29 年 10 月 6 日から平成 32 年 10 月 5 日までの 3 年間 借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町の〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

6 ページ、29-43 所在 筒森地先 田 1 筆 地籍 522 m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権は新設定であり、借賃はコシヒカリ 30 kg、期間が平成 29 年 10 月 6 日から平成 32 年 10 月 5 日までの 3 年間 借賃の支払 毎年 9 月 30 日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

29-44 所在 堀之内地先 田 2 筆 地籍合計 3,186 m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権は新設定であり、借賃はコシヒカリ 10a 当り 30 kg、期間が平成 29 年 10 月 6 日から平成 32 年 10 月 5 日までの 3 年間 借賃の支払 毎年 10 月 10 日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

8 ページ、29-45 所在 堀之内地先 田 6 筆 地籍合計 12,127 m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権は新設定であり、借賃はコシヒカリ 10a 当り 30 kg、期間が平成 29 年 10 月 6 日から平成 32 年 10 月 5 日までの 3 年間 借賃の支払 毎年 10 月 10 日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

10ページ、29-46 所在 横山地先 田2筆 地籍合計3,694㎡、利用計画は水田として利用、貸借権は再設定であり、借賃はコシヒカリ1等米210kg、期間が平成29年10月6日から平成34年10月5日までの5年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

29-47 所在 横山地先 田1筆 地籍2,256㎡、利用計画は水田として利用、貸借権は再設定であり、借賃はコシヒカリ1等米120kg、期間が平成29年10月6日から平成34年9月30日までの5年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

12ページ、29-48 所在 横山地先 田1筆 地籍1,186㎡、利用計画は水田として利用、貸借権の再設定であり、借賃はコシヒカリ1等米60kg、期間が平成29年10月6日から平成34年9月30日までの5年間、借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

29-49 所在 下大多喜地先 田4筆 地籍合計5,736㎡、利用計画は水田として利用、貸借権の新設定であり、借賃はコシヒカリ180kg、期間が平成29年10月6日から平成39年10月5日までの10年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

14ページ、29-50 所在 下大多喜地先 田1筆 合計2,946㎡、利用計画は水田として利用、貸借権は新設定であり、借賃は玄米174kg、期間が平成29年10月6日から平成39年10月5日までの10年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

29-51 所在 下大多喜地先 田4筆 地籍合計8,414㎡、利用計画は水田として利用、貸借権の新設定であり、借賃はコシヒカリ450kg、期間が平成29年10月6日から平成39年10月5日までの10年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

16ページ、29-52 所在 下大多喜地先 田1筆 合計2,508㎡、利用計画は水田として利用、貸借権は新設定であり、借賃はコシヒカリ120kg、期間が平成29年10月

6日から平成32年10月5日までの3年間 借賃の支払  
毎年9月30日までの持参払、貸付者 川崎市〇〇〇〇氏、  
借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は17ページから19ページまでのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

山岸委員（10番）

12ページの利用権の設定の期間ですが、平成29年10月6日から平成34年9月30日までとなっているので、期間は5年ではなく、4年11か月となるのではないのでしょうか。

事務局（寺井）

提出時に確認したところ、期間満了の日は確認したので、利用権設定の期間の記載ミスとなります。こちらで修正させていただきます。

議長（岩瀬会長）

他に質問ある方はありますか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですので、議案第2号についてご異議ございませんか。

議 場

意義なし

議長（岩瀬会長）

議案第2号については、異議なしと認め、議案第2号は可決となりました。議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

20ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年10月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号15 所在地 田代地先外32筆 地目 田及び畑



地籍合計 14,907.55 m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成29年8月24日 権利者 勝浦市〇〇〇〇氏。

番号16 所在地 横山地先外5筆 地目 田及び畑  
地籍合計 2,779 m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成29年8月2日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号17 所在地 大戸地先外10筆 地目 畑及び田  
地籍合計 7,667.61 m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成29年8月30日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号18 所在地 面白地先外16筆 地目 田及び畑  
地籍合計 4,185 m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成29年8月31日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号19 所在地 三條地先外19筆 地目 田及び畑  
地籍合計 10,971 m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成29年9月7日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号20 所在地 泉水地先外12筆 地目 田及び畑  
地籍合計 10,238 m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成29年9月15日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

報告第1号の説明については以上です。

25ページをお開きください。報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。平成29年10月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号2 所在地 下大多喜地先他3筆 地目 田 地籍合計 5,385 m<sup>2</sup> 貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 貸付人が経営移譲年金を受給しているため。

番号3 所在地 下大多喜地先他3筆 地目 田 地籍合計 8,414 m<sup>2</sup>、貸付人〇〇〇〇氏、借受人〇〇〇〇氏、事由 借受人の体調不良のため。

報告第2号の説明については以上です。

26ページをお開きください。報告第3号 農地の使用貸借解除通知の受理について。下記のとおり、農用地使用貸借権の中途解約に係る通知があったので報告する。平成29年10月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号3 所在地 堀之内地先外1筆 地目 田 地籍合計 3,186 m<sup>2</sup> 貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人〇〇〇〇

氏、事由 貸付人が経営移譲年金を受給しているが、後継者が耕作を行わないため、貸付人に農地を返還し、適格な第三者に権利を再設定するため。

報告第3号の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（岩瀬会長）

以上、報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。質問のみ受け付けます。

議 場

質問等なし

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後2時46分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月5日

会 長

岩瀬貞夫

署名委員

山口貞利 益弘

署名委員

君塚 作治